

ふくおか県央環境広域施設組合条例第20号

ふくおか県央環境広域施設組合の組合長及び副組合長の報酬及び費用 弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、ふくおか県央環境広域施設組合の組合長及び副組合長(以下「組合長等」という。)に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 組合長等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 組合長 年額 50,000円
- (2) 副組合長 年額 40,000円

(報酬の支給)

第3条 組合長等には、その職に就いた月から報酬を支給する。

- 2 組合長等が任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。
- 3 前2項の場合における報酬は、前条の規定にかかわらず、報酬年額の12分の1に在職月数を乗じて得た額とする。
- 4 報酬は、毎年3月末までに支給する。

(費用弁償)

第4条 組合長等が職務のため組合を構成する市町の区域外に旅行したときは、費用弁償としてふくおか県央環境広域施設組合職員等旅費条例(平成31年条例第23号)に定める旅費を支給する。

(重複支給の禁止)

第5条 組合長等は、いかなる場合においても、重複して報酬及び費用弁償を受け取ることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。